

平成 31 年 3 月 29 日

企業会計基準委員会 御中

「時価の算定に関する会計基準(案)」等に対する意見について

農林中央金庫

貴委員会から平成 31 年 1 月 18 日に公表された「時価の算定に関する会計基準(案)」等について、下記のとおり意見を提出いたします。

記

質問 7(市場価格のない株式等の取扱い)

本公開草案における、市場価格のない株式等の取扱いの提案に同意しますか。
同意しない場合には、その理由をご記載ください

1 市場価格のない株式等の取扱いについて

(回答)

「市場価格のない株式等に関しては、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしないとする従来の考え方を踏襲し、引き続き取得原価をもって貸借対照表価額とする取扱い」との提案に同意する。

ただし、市場価格のない株式等の範囲については、時価算定会計基準において時価評価の対象にならない資産を主な組み入れ資産とする事業体への投資で市場価格のないものも含め、これを明記することを提案する。

(理由等)

市場価格のない不動産投資信託については、組み入れ資産の不動産を「市場価格に基づく価額がある場合、又は時価を合理的に算定できる資産」には含まれないと判断することにより、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品として取り扱っているケースがあると考えられる。

また、不動産を主な構成資産とする組合等への出資についても、不動産は金融資産ではないことから、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品として取り扱っているケースがあると考えられる。

こうした中、時価算定会計基準案の範囲に不動産は含まれていないことから、組み入れた不動産を何らかの方式により評価したとしても、当該評価額は時価算定会計基準に基づく時価とは言えないため、市場価格のない不動産投資信託の組み入れ資産や不動産を主な構成資産とする組合等の構成資産を時価算定会計基準に基づき時価評価することは困難であり、当該投資信託や組合等の事業体に対する投資についても同様と考えられる。

しかしながら、本公開草案の現状の文言では、「市場価格のない株式等の「等」には、「出資金」や「市場価格のない株式及び出資金を主な構成資産とする民法上の組合

資産等」のみが言及されており、不動産を主な組み入れ資産とする事業体への投資で市場価格のないものについては、新たに時価評価が求められると解されるおそれがある。このため、仮にこのように解される場合には、金融商品会計基準案第81-2項において、時価算定会計基準の公表による改正は、「時価を用いる場合に時価の算定方法を明らかにするもので、時価評価の範囲の変更を意図するものではない」としていいる趣旨を損なうものと考えられる。

同様に、このことは不動産のみならず、時価算定会計基準において時価評価の対象にならない資産を主な組み入れ資産とする事業体への投資で市場価格のないものについても該当すると考えられる。

このため、金融商品会計基準案第19項の文言の一部を、例えば「また、出資金など株式と同様に持分の請求権を生じさせるもの及び時価算定会計基準において時価評価の対象にならない資産を主な組み入れ資産とする事業体への投資で市場価格のないものは、同様の取扱いとする。」等の文言に修正すべきと考える。

質問9(適用時期及び経過措置に関する質問)

(質問9-2) 経過措置に関する質問

本公開草案では、①から⑧の経過措置を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【経過措置④】投資信託の便宜的な時価のレベル分類

2 投資信託の暫定的な取扱いについて

(回答)

「投資信託の時価の算定に関しては、本会計基準等公表後概ね1年をかけて検討を行うこととし、それまでの間は現行の取扱いを踏襲する」との提案に同意する。

しかしながら、投資信託に関する取扱いの改正までの間において時価のレベルの分類を求める取扱いには同意しない。

また、仮に便宜的な時価のレベルの分類を定める場合には、基準価格を時価とする場合において、信託約款又は規約の定めにより算定日において基準価格で無条件に解約可能な投資信託か否かを基準として、レベル2以上又はレベル3の時価に分類する取扱いについて、内容を修正することを提案する。

(理由等)

(1) 時価算定会計基準第12項において、時価はその算定において重要な影響を与えるインプットが属するレベルに応じて、レベル1の時価、レベル2の時価、レベル3の時価に分類するとしている。

にもかかわらず、投資信託に関する取扱いの改正までの間において、投信信託の時価のレベルの分類について便宜的な取扱いを定めた場合には、時価算定会計基準第12項とは異なる考え方に基づく時価のレベルの分類結果が開示されることになるため、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供しない可能性がある。また、「市場が活発か否か」、「無条件に解約可能な投資信託とは何か」、「設定取引又は解約取引が活発か否か」等に関する検討を改正までの間の暫定的な取扱いのために実

施することは、費用対効果の観点から財務諸表作成者にとって過大な負担となる可能性がある。さらに、いったん採用された便宜的な取扱いを前提として、投資信託の時価のレベルの分類に関する検討が行われてしまうおそれもある。

このため、投資信託に関する取扱いの改正までの間においては、投資信託に時価のレベルの分類を求めるべきではないと考える。

(2) 実務上、信託約款において、取引所の取引停止等やむを得ない事情がある場合には解約請求の受付の中止が可能とされる等、実際には発生する可能性が非常に低い事象を想定した規定が存在するケースが多くある。

にもかかわらず、本公開草案の現状の文言では、「信託約款又は規約の定めにより算定日において基準価格で無条件に解約可能な投資信託」とされているため、基準価格を時価とする多くの投資信託が、実際には算定日において解約可能性に問題が発生していないにも関わらず、信託約款に実際には発生する可能性が低い事象を想定した規定があることをもってレベル3の時価に分類されてしまうこととなり、財務諸表の利用者に対して解約可能性の実態を適切に反映した情報を提供しない可能性がある。

また、国際的な会計基準においては、資産の流動性のみに着目した時価のレベル分類の規定は存在していないため、国際的な会計基準の比較可能性の観点からは、本公開草案の現状の文言は、算定日における解約可能性を過度に重視したものとなっていると考えられる。

このため、仮に便宜的に時価のレベルの分類を定める場合には、例えば、「信託約款又は規約の定めにより算定日において基準価格で無条件に解約可能」との文言を、「信託約款又は規約の定めにより算定日において基準価格で原則として解約可能」のような文言に修正すべきと考える。

3 投資信託の時価のレベル分類の判定方法について

2に加えて以下の方法によるレベル分類を行うことを提案する。

(回答)

基準価格を時価とする投資信託について、裏付資産の評価のインプットを基準価格におけるインプットとみなして、裏付資産の時価のレベル分類に基づき時価のレベル分類の判定を行う方法も容認することを提案する。

(理由等)

時価算定適用指針案第27項(2)及び(3)において、基準価格を時価とする場合の時価のレベル分類について、裏付資産に関係なく投資信託自体の流動性に着目した判定方法が示されている。

しかしながら、投資信託自体の流動性にのみ着目した判定方法は、時価の算定にあたってのインプットの観察可能性に関する情報を財務諸表利用者に提供する、という時価のレベル分類開示の目的と整合していないと考えられる。

一方、現行の金融商品会計実務指針第62項において、「私募投信であっても、その投資信託に組み入れられた有価証券等について市場価格に基づく価額がある場合、又は時価を合理的に算定できる場合には、時価のある投資信託とする」とされていることから、私募投信の裏付資産が時価のある金融商品である場合には、裏付資産

の時価に基づき算定された基準価格を時価としていると考えられる。この場合、基準価格は裏付資産の時価算定に用いられた多様なインプットの影響が含まれている。同様に、基準価格に関するレベル分類の判定を行うにあたっては、裏付資産ごとの評価のインプットに基づくレベル分類の判定を行うことにより、インプットの観察可能性に関するより正確な情報を財務諸表利用者に対して提供することが可能になると考えられる。

また、内部格付手法を採用する金融機関においては、自己資本比率規制への対応として投資信託の裏付資産ごとのエクスポートヤーに関する情報を入手のうえ、リスク管理に利用している場合もある。このため、基準価格に関するレベル分類の判定を行うにあたっては、裏付資産ごとの評価のインプットに基づくレベル分類の判定を行うことにより、金融機関のリスク管理の実態と整合的な開示が可能となるケースもあると考えられる。

こうしたことから、基準価格を時価とする投資信託については、公開草案に示された方法のみならず、裏付資産の評価のインプットを基準価格におけるインプットとみなして、裏付資産の時価のレベル分類に基づき時価のレベル分類の判定を行う方法も認められるべきと考える。

質問 11(その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

4 1 株当たり純資産価値(NAV)を使用して時価評価される資産に関する米国会計基準(Topic820)の取扱いについて

(回答)

Topic820 の実務上の便法の取扱いを、時価算定会計基準案にも取り込み、NAV を使用して時価評価を行った投資については、レベル分類の対象外とすることを提案する。

(理由等)

Topic820においては、一定の投資について、実務上の便法として NAV を使用して時価評価を行うことが認められており(ASC820-10-35-59、820-10-15-4)、NAV を使用して時価評価を行った投資については、公正価値ヒエラルキーに係るレベル分類の対象外とされている(ASU 2015-07)が、IFRS 第 13 号においてはかかる取扱いは設けられていない。

ここで、時価算定会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS 第 13 号の定めを基本的にすべて取り入れることとしたとしているが、このような基本の方針は、IFRS 第 13 号と Topic820 がほぼ同じ内容となっていることを前提にしていると考えられる。IFRS13 号と Topic820 の間で取り扱いが異なる論点については、いずれの取扱いを採用しても国際的な整合性を損なうものではないため、どちらが利害関係者にとってより有用であるかといった観点から検討する必要があると考えられる。

こうした観点から検討した場合、Topic820 のかかる取扱いは、財務諸表の作成負担

を合理的な範囲において軽減するためのものであり、実務上も広く利用されていることから、財務諸表作成者にとって有用な取扱いであると考えられる。また、かかる取扱いに関して利害関係者の理解に資するための一定の開示が求められているため、財務諸表利用者の理解を損なうものでもない。

このため、Topic820 の実務上の便法の取り扱いを時価算定会計基準案にも取り込み、NAVを使用して時価評価を行った投資については、レベル分類の対象外とすることを提案する。

以 上